

募集期間

6月5日(金)～12日(金)
(土日・祝日を除く)

受付場所

住宅係 2階20番窓口

入居資格

- ①入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方(下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ②入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと

**公営住宅
入居者募集**

今回公募する公営住宅(入居予定時期6月下旬)

津別町HP
住宅情報は
コチラから



町営住宅

団地名	住所	年度/規模	家賃	駐車場	共益費
まちなか団地	旭町56番地1	H23/1LDK	16,400円 ～24,500円	1台300円	600円
豊永団地	豊永58番地3	H8/3LDK	19,900円 ～29,600円	1台300円	500円

みなし特定公共賃貸住宅

※みなし特定公共賃貸住宅とは、公営住宅の入居資格のうち、収入に係る入居要件を特定公共賃貸住宅の入居資格まで拡大した住宅のことです。家賃は部屋ごとに決まり、収入に応じて定められます。

団地名	住所	年度/規模	家賃	駐車場	共益費
豊永団地	豊永54番地1	H5/3LDK(R6年改修)	36,700円 ～57,100円	1台300円	500円

特定公共賃貸住宅

団地名	住所	年度/規模	家賃	駐車場	共益費
旭町かえで団地	旭町73番地17	H7/1LDK	25,000円	1台300円	700円
たつみ第2団地	達美213番地4	H11/1LDK	25,000円	1台300円	700円
西町団地	緑町7番地4	H28/3LDK	47,000円	1台300円	600円

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書(HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書(HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。(一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っていただきます。

町営住宅収入基準

(上段が年間所得金額、下段括弧書きは年間収入金額)

区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯
通常の入居者	1,996,000円以下 (2,963,999円以下)	2,376,000円以下 (3,507,999円以下)	2,756,000円以下 (3,991,999円以下)
入居の特例	3,208,000円以下 (4,559,999円以下)	3,588,000円以下 (5,031,999円以下)	3,968,000円以下 (5,508,000円以下)

上記の収入基準額は、所得のある方が一人の場合で給与所得の場合です。入居の特例は障がい者の方などが入居される場合に適用されます。

特定公共賃貸住宅収入基準

(上段が年間所得金額、下段括弧書きは年間収入金額)

区分	単身世帯	2人世帯	3人世帯
世帯の主たる所得者が45歳以下	1,996,000円以上 ～3,208,000円以下 (2,964,000円以上 ～4,563,999円以下)	1,956,000円以上 ～6,324,000円以下 (2,908,000円以上 ～8,248,889円以下)	2,336,000円以上 ～6,704,000円以下 (3,452,000円以上 ～8,654,000円以下)
世帯の主たる所得者が46歳以上		2,376,000円以上 ～6,324,000円以下 (3,512,000円以上 ～8,248,889円以下)	2,756,000円以上 ～6,704,000円以下 (3,996,000円以上 ～8,654,000円以下)

入居申込・問い合わせ先 住宅係 20番窓口 ☎ 77-8390

年金三三知識



問い合わせ先

北見年金事務所 ☎ 0157-25-8703
役場戸籍年金係 ☎ 77-8378

01

**国民年金の
任意加入制度について**

老齢基礎年金を満額受けるためには、20歳から60歳までの40年間保険料を納めている必要があります。

やむを得ない事情により保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて将来受け取れる年金額が少なくなってしまいます。

国民年金保険料の納付済期間が40年間に満たない場合、60歳以降でも国民年金に任意加入することができ、保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができます。

【任意加入の条件】

- 次の①から④のすべての条件を満たす方です。
- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料納付月数が480月(40年)未満の方
- ④厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
上記の方に加えて、次の方も加入できます。
・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方

【手続きに必要なもの】

- ①通帳やキャッシュカード等の口座情報がわかるもの
- ②印鑑(金融機関への届出印)
- ③基礎年金番号がわかるもの
またはマイナンバーカード

【届出先】

役場戸籍年金係(8番窓口)もしくは年金事務所

02

**10/1施行
国民年金育児
免除制度について**

子どもを養育する国民年金第1号被保険者の方で、その子どもが1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の免除制度が本年10月1日より始まります。

本免除制度に該当した場合、免除された期間は保険料を納付したものとみなされ、第1号被保険者であれば、夫婦ともに本免除制度の対象となります。

既に保険料を納付している期間や国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。

◇第1号被保険者とは

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、「会社員や公務員(第2号被保険者)」及び「左記の配偶者(第3号被保険者)」以外のすべての人を指します。

【対象となる方】

- 次のすべての条件を満たす方です。
- ・子と親子関係が継続しており、住所が同一であること。(所得要件はありません)
- ・国民年金第1号被保険者の実父母または養父母

【手続き方法】

- 本年10月1日以降、次のどちらかの方法で申請が可能です。
- ・「国民年金 育児免除該当・終了届」を提出
提出先:北見年金事務所または役場戸籍年金係(8番窓口)
- ・オンライン(マイナポータル)で申請

【その他】

保険料を納付している期間の保険料は、充当または還付されます。
育児免除期間中も付加保険料(月額400円)を納付することができます。